

学校等における暫定再任用職員の勤務条件等

広島県教育委員会

区 分		内 容 等						
任用	職	常時勤務職員			短時間勤務職員			
		○定年退職予定者に勤務条件を提示して意向を確認し、希望者の中から選考により任用します。 ○勤務形態等については、希望を考慮し任用しますが、人事上の都合により希望どおりにならないこともあります。 ○校長、教頭及び部の主事については、短時間勤務職員の任用はありません。						
		○定年退職者 ○定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者 ○定年前に退職した者のうち、勤続期間 25 年以上かつ退職から再任用までの期間が 5 年以内の者（定年年齢に達した者に限る。ただし、令和 5 年 4 月 1 日前に退職した者については、60 歳に達した者に限る。） ○再任用されたことがある者（定年前再任用短時間勤務職員は除く。）						
	採用方法	○定年前の勤務実績等に基づく選考を行います。						
	任期・任用	○任期は 1 年以内で、勤務成績により更新可能です。 ○任用の上限は 65 歳です。						
	職務内容	○原則として、定年前の職員と同様の職務に従事します。						
勤務時間・休暇	勤務時間	○週 38 時間 45 分（定年前の職員と同様）			○2 週 38 時間 45 分			
	1 日の勤務時間	○7 時間 45 分			○7 時間 45 分以内で、所属長の割振りによる。			
	休暇	○定年前の職員と同様です（年次有給休暇：年間 20 日）。			○定年前の職員と同様ですが、年次有給休暇等については、1 週間の勤務日数に応じて付与します。			
給与	給料	再任用職	県立学校					
			・実習教諭 ・図書教諭 ・寄宿舎教諭	・主幹実習教諭 ・主幹図書教諭 ・主幹寄宿舎教諭	・教諭 ・講師 ・養護教諭 ・栄養教諭	部主事	教頭	校長
		適用給料表	教育職（二）	教育職（二）	教育職（二）	教育職（二）	教育職（二）	教育職（二）
		級	1 級	2 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		常勤月額		318,360 円	318,360 円	337,050 円	361,600 円	441,700 円
		短時間月額	130,777 円		152,670 円			
		再任用職	事務職員	学校栄養職員	公立小学校・中学校・義務教育学校			市立高等学校（定時制）
					・教諭 ・講師 ・養護教諭 ・栄養教諭	教頭	校長	・教諭 ・講師
		適用給料表	行政職	医療職（二）・医療職	教育職（イ）・（三）	教育職（イ）	教育職（イ）	教育職（ロ）
		級	2 級	2 級	2 級	3 級	4 級	2 級
	常勤月額	285,000 円	284,500 円	310,590 円	355,000 円	431,500 円	318,360 円	
	短時間月額	135,700 円	136,600 円	151,042 円			152,670 円	
	備考	※短時間勤務の月額は 2 週 38 時間 45 分勤務で算出しています。 ※上記の月額は、教育職給料表適用者のうち 1 級、2 級及び特 2 級の者については教職調整額を含み、教育職給料表適用者のうち 3 級及び 4 級の者については加算額を含みます。						
	諸手当	○地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、給料の調整額、管理職手当等について、支給要件に応じて支給します。 ○扶養手当は支給対象外です。						
	期末・勤勉	○年間 2.45 月分を支給します。						
	退職手当	○支給しません。						
服務等	服務・能率	○定年前の職員と同様です（人事評価制度、職員研修、保健（定期健康診断）を含む。）。						
	分限・懲戒	○定年前の職員と同様です。						
	災害補償	○定年前の職員と同様です（地方公務員災害補償法が適用されます。）。						
保険	社会保険	○公立学校共済組合員となります。			○医療保険→共済組合任意継続又は国民健康保険 ○年金保険→適用はありません。			
	雇用保険	○適用となります。			○適用はありません。			